

建設時評

外国人労働者

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
 総括主席研究員 岩松 準

戦後の日本は、単純労働への門戸を外国人には堅く閉ざす入国管理政策をとってきた。その基本的な考え方は今でも踏襲されている。しかし、少子高齢化が深刻な日本社会において、将来にわたってもこれを維持できるかどうかは、はなはだ疑わしい。その是非はともかく、建設分野でもしかりである。当面の復興需要や2020年東京オリンピックに起因するとされる建設技能労働者の不足への対応として、外国人労働者を入れるかどうか、年明けからにわかに政治課題となっている。

* * *

この4月に政府が決定した「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」は、2020年度までの時限的措置として、技能実習修了者が3年の実習期間を終えても2～3年間の残留・再入国を認める内容となった。すなわち、現行制度での「技能実習」は最大3年を条件としてきたが、これを「特定活動」という残留資格を新たに設けることで、1人1回限り最大2年（帰国後1年未満の場合）または3年（帰国後1年以上の場合）の追加を認める、という制度が考えられている。夏までに国交省や厚労省によって、具体的な方策が示され、2015年度当初から開始となる見通しだ。

気をつけておくべきなのは、これを介護や農業など他分野とは切り離れた建設分野だけの緊急措置という位置づけにしたことである。

また、残留する外国人に対する「特定活動」の審査は1年毎に行われることや、政府が受け入れ団体の活動内容を「新たに構築する実効ある監理体制」の下に置くことが条件になるようだ。

* * *

こうした措置が検討されているのは、言うまでもなく、建設現場で働こう！という日本の若者が減ったことにある。建設業の労働力不足を外国人材で補うのはあくまで時限措置で、「若年者の確保・育成が本筋」と国交省次官が語ったそうだが、そのとおりであろう。逆に外国人が数年間とはいえ建設現場にたくさん入ることの弊害を知る必要がある。もし建設現場や建設業経営の方々が、安価な労働力だけをあてにしているとすれば、全くの誤りといってよい。それは建設技能労働者の処遇を改善し、とくに若者の入職を促そうとする施策に逆行することが明白だからだ。

ところで、米国国務省人身売買監視対策室が公表した2013年報告で、日本政府が運営する技能実習制度において「強制労働が存在する」としているのは、関係者にはややショッキングなことだろう。また、厚労省による実習実施機関への監督指導・送検状況の調べでは、なんと8割の事業場で法令違反があったという。その内訳は安全衛生違反が49%、労働時間違反32%、割増賃金不払い18%等である（2013.7.4業界紙記事）。これでは「技術等の移転を通じた国際貢献」という本制度の目的に反することになる。

* * *

ここで、現在の技能実習制度の経緯と現状について、簡単にふれておこう。1980年代後半のバブル経済期の労働力不足に対する解決策として、外国人労働者を受け入れる制度が、徐々に形作られてきた。具体的には、1989年に出入国管理法の改正によって在留資格に「研修」が創設されたことに始まる。1993年にはこの研修制度の拡充の観点から「技能実習制度」ができ、1997年、2010年の大きな制度変更を経て今日に至っている。

表は、2013年6月時点での在留資格別の外国人登録者数の調べである。それによると200万人近い外国人が日本にいますが、そのう

表 国別の技能実習生数 (2013年6月時点)

国籍・地域	技能実習1号イ	技能実習1号ロ	技能実習2号イ	技能実習2号ロ	計
総数	4,172	58,484	2,942	88,941	154,539
アジア	4,145	58,481	2,942	88,925	154,493
1 中国	1,896	41,780	1,707	65,496	110,879
2 ベトナム	587	7,461	517	10,150	18,715
3 フィリピン	554	3,793	306	5,032	9,685
4 インドネシア	317	3,349	270	5,480	9,416
5 タイ	624	1,250	135	1,785	3,794

(注) 技能実習の1号は1年目、2号は2～3年目、また、イは企業単独型、ロは団体監理型である。資料：法務省入国管理局「国籍(出身地)別 在留資格(在留目的)別 外国人登録者」表より「技能実習」の部分抽出。

ち、技能実習生はあわせて約15万人である。男女はほぼ同数で、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイなどが主な国になる(このところ中国人は減少し、ベトナム人が増加傾向)。

続いて、公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の「業務統計」によれば、2012年度の技能実習2号移行申請者数は53,791人いる(フローの統計なので実在数のちょうど1/3程度であることに留意)。そのうち建設関係は約1割弱の4,595人である。その建設業職種別内訳では、とび(1,018人)、鉄筋施工(912人)、型枠施工(743人)、建築大工(445人)、内装仕上げ施工(445人)となっている。なお、2013年度速報(2013/4～2014/2)では、前年同期比17.6%増の4,865人と、建設関係は増加傾向を示す。

* * *

技能実習制度の改善に関していえば、若者の業界離れという、建設現場の技能労働者不足に悩む関係者によって、永年の努力が傾けられてきた。海建協が2009年頃から取り組んだ外国人研修生・技能実習制度へのモデル支援事業や、翌2010年度から日建連も加わって始めた「ベストプラクティス表彰制度」はその代表例である。表彰者名のみを列挙しておこう。亀田組(大阪府)、前田建設(東京都)、ヤマシタ(大阪府)、中国浙江省建設投資集団(東京都)、中国建設専門工事業協会(広島市)、松山鋼材(千葉県旭市)、ミヤマエ(茨城県竜ヶ崎市)、全国建設産業教育訓練協会(静岡県富士宮市)、塚田工業(東京都台

東区)、北川工業(静岡市)、櫻本鉄鋼(山梨県南アルプス市)、向井建設(東京都千代田区)、大崎建設(東京都文京区)、カワグチ鉄鋼(静岡県沼津市)…。それぞれの取り組みを書くスペースがないのは残念である。

* * *

今日の状況と同様に、1970年代のはじめにも第二次高度成長と万博工事ブームに伴う労働力不足を背景に外国人労働者問題が提起されたことがあったようだ¹⁾。前述の80年代後半からのバブル、そして今回のブームを考えると、15～25年を周期とする建築循環(クズネッツ・サイクル)の存在が想起される。日本の建設業はこうした需要に対応できなくなるたびに、外国人に頼ろうと繰り返しているだけでよいのか。

それより過去の外国人労働者に関しては、先の大戦中に中国人や朝鮮人の強制連行労働の歴史がある。炭鉱や工場での労働がかなり多いが、当時の建設現場でも、朝鮮人約10万人、中国人約1.5万人が強制労働についた。今のわれわれは、このような歴史的暗部の存在を忘れてはならない。

不法残留の問題もある。弱い立場にある労働者を雇用することは、企業・経営者にとってメリットが大きいと、不法就労を希望する外国人や、オーバーステイの状態にある外国人を雇用することがあとを絶たない。労災によって発覚することがある。不法残留は、就労資格のない短期滞在や留学資格での入国後に行方不明になるケース、ブローカーが介在した偽装結婚による不法就労が多いと報告されている。こうした不法残留者は1980年代後半から増え、公式統計でも1990年代には30万人弱いた。現在はかなり減ったが、本年1月で6万人程度とされる(法務省入国管理局)。外国人を帰国させるのは至難という。西欧諸国のごとく、外国人受け入れ後の社会的コスト増に陥らないことを願いたい。

【参考文献】

- 1) 筆宝康之『日本建設労働論：歴史・現実と外国人労働者』お茶の水書房、1992.10.25 P399
- 2) 駒井 洋『外国人労働者定住への道』明石書店、1993.1.30